

神戸西労働基準監督署が2月7日

権田工業(権田卓也社長)を書類送検

三菱電機ビルテクノサービスの認定協力会社

(株)権田工業 36協定の偽造・偽装



企業が、「週40時間/日8時間」の労働時間の規制を超えて働かせる場合には、「36協定」を労働者の過半数が加入する労働組合もしくは、過半数を代表する労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。

労働者代表は民主的に選出されなければなりません。40%を超える企業で「民主的でない」方法(会社の指名や親睦会の代表など)で選出されているようです。

権田工業は、社員を残業させるために36協定の偽造・偽装した

◎偽造・偽装の内容は

1. 過半数を組織する労働組合(ユニオン)がありながら、労働者代表ではない社員に36協定に署名捺印させ、神戸西労働基準監督署に提出した
2. 過半数の労働組合を過半数割れさせるため
 - ①権田卓也社長の母と叔父(創業者)を役員から退任させ、一般社員として労働者の人数に上乗せした
 - ②7~8年前に退職した女性事務員(週1日だけ勤務していた役員の子の娘)を「休職中」と偽り、労働者の人数に上乗せした
3. 提出された36協定は、修正テープを貼り、社員の人数を手書きでごまかした

◎36協定を偽造・偽装させないチェック体制を

36協定は、心身ともの健康と命を守るために、会社と労働者の約束ごとです。現在、「働き方改革実現会議」で36協定の上限規制などが話し合われていますが、労働者代表が法律で定められているように、民主的で選出されてない職場や、権田工業のように偽造・偽装する企業を法律で規制していくことが必要になっています。

そして、監督署でも厳しいチェックが必要になっています。協定書や就業規則などが郵送で行わ

れるようになり、職員が少ないこともあり、チェックする体制が強化されません。

現在の労働基準法では、36協定の偽造・偽装についての罰則はなく、上記告訴も「労働基準法第32条違反」での処罰を求めています。

36協定については、上限を規制するだけにとどまらず、締結の状態、監督署のチェック体制などの強化も含め議論・検討をすべきです。

神戸ワーカーズユニオン

TEL 078(232)1838 / FAX 078(232)1839

E-mail: kobeunion@rouge.plala.or.jp

神戸市中央区雲井通1-1-1 ツイン雲井 215